

「協働・コミュニティ」の論点整理

1 「協働」について

(協働)

町民、議会及び行政は、まちの課題の解決を図ることで、町民が誇れる住み良いまちを実現するために、協働の推進に努めます。

2 行政は、町民との協働による自治を推進するために、必要な支援を行うよう努めます。

* とりあえず仮置き

【専門部会では】

・現在、従来の行政運営だけでは対応が難しくなった領域が存在している中で、様々なまちの課題を解決するためには、個々の住民や、企業、団体等との「協働」によりその領域を補うことが不可欠ですが、第1章「総則」の「基本原則」において「協働の原則」を規定していることや、自治基本条例そのものが「協働」について定めている条例ではないのかという意見から、「協働」の章を設けるべきか議論になりました。中間報告案では、「コミュニティ」の項目と非常に関係性が深いことや、「コミュニティ」の条文案で「協働」という表現を使用していることから、改めて規定することとし、また、「協働」と「コミュニティ」を同一の章で規定することとしました。

※第1章 総則(仮置き案)

(4)協働の原則 町民、議会及び町は、協働して地域社会の課題解決を推進します。

2 「コミュニティ」について

(コミュニティ)

コミュニティとは、町内会等の地縁組織及びまちづくりに関して町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。

(コミュニティの役割)

コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

2 コミュニティは、多くの町民が参加しやすい環境づくりに努めます。

3 コミュニティは、相互の連携を積極的に図るとともに、議会及び行政と協働し、活動の充実に努めます。

(町民とコミュニティ)

町民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。

2 町民は、コミュニティの役割を尊重し、良好なコミュニティを守り、育てよう努めます。

(行政とコミュニティ)

行政は、コミュニティと協働で自治を進めるため、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、コミュニティ活動を促進するため必要な支援を行います。

* とりあえず仮置き

【専門部会では】

・「コミュニティ」は、まちづくりに関する課題の解決に取り組む重要な主体の一つであり、その活躍が期待されていることから、本条例において「コミュニティ」の章を設けて整理することとしました。

・年代間や地域間によって違いが生じやすい「コミュニティ」について、本章において定義しています。「コミュニティ」は、地縁によって組織された町内会等の「地域コミュニティ」と、地域課題の解決を目的として組織されたNPO 法人やボランティア団体等の「テーマコミュニティ」に分類することができます。

・「町民とコミュニティ」及び「行政とコミュニティ」は、双方の関係性を明確に規定しています。町民がコミュニティへ参加することは自由意志によるものであり、参加を強制するような表現は避けている一方で、「コミュニティ」の効率的な活動が可能となるように、守り育てよう努めることを規定しています。また、行政についても、「コミュニティ」の自主性や自立性を損なわない程度に必要な支援を行うよう規定しています。